

# 現場代理人の常駐義務緩和措置について（詳細）

（令和5年1月1日改正）

## 1 現場代理人の常駐義務について

工事請負契約約款第10条の規定により配置される現場代理人に対しては、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中（工期内に目的物の引渡しが完了した場合はそれまでの間）において工事現場への常駐を義務づけています。ここで言う「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。

ただし、以下に示す要件を満たす場合は、約款第10条で規定する「現場代理人について工事現場における常駐を要しない」とし、工事現場の滞在を不要とし、又は「現場代理人について当該工事以外の他工事と兼任する」ことを認めることとしています。

## 2 現場代理人の常駐義務を緩和する要件について

### (1) 現場代理人について他工事との兼任を認める場合

当分の間、受注者から兼任の申出があったとき、兼任を希望する全ての工事が以下のア～ウのいずれかの要件に該当する工事であり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。ただし、県以外の工事と兼任する場合は、県以外の工事の発注者も現場代理人の兼任を認めている必要があります。

なお、下記に掲げる要件は、同時に適用することはできません。

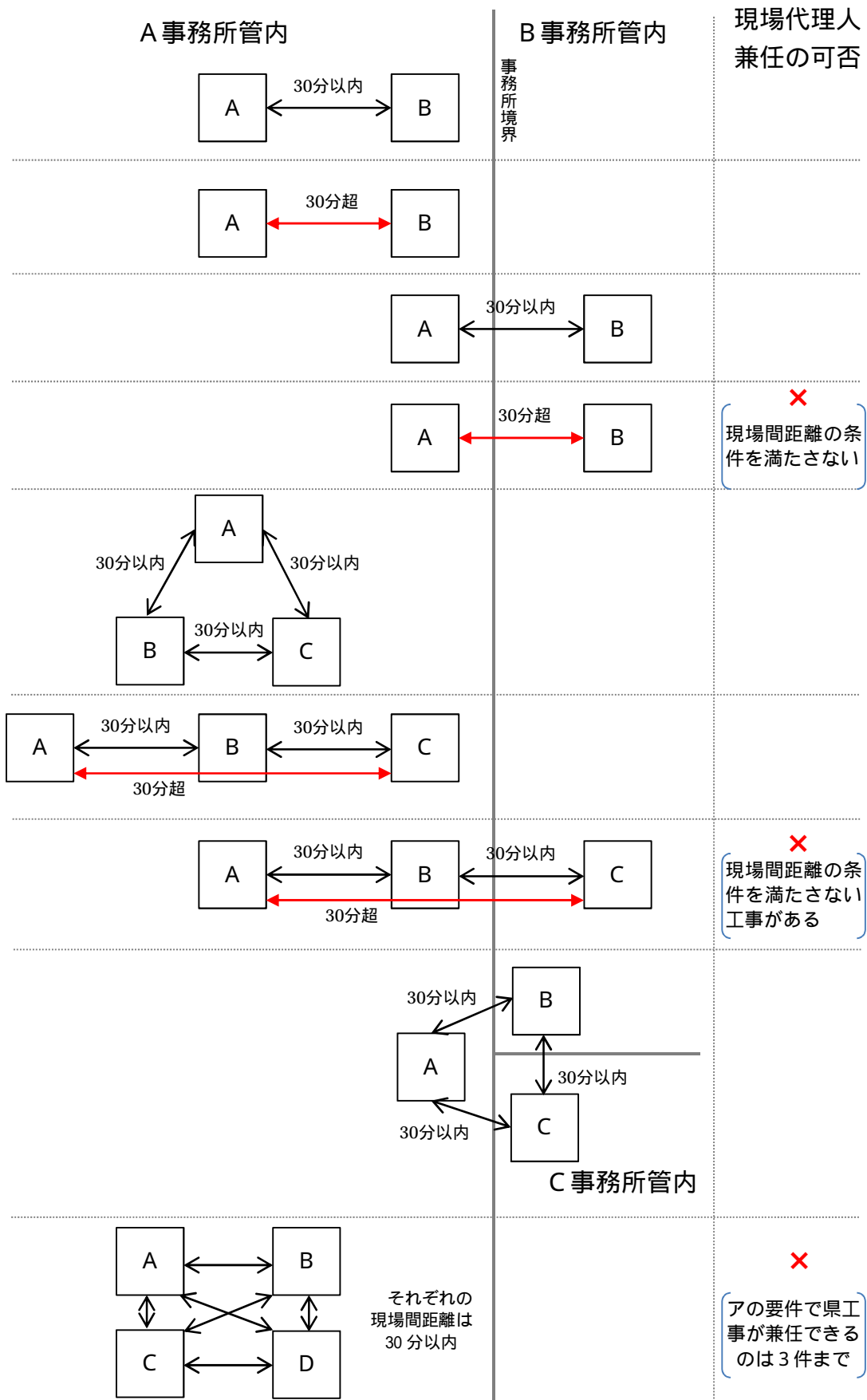
ア 全ての工事が請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満であり、下記の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認めます。

変更契約を行い、請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。

（ア）兼任する工事の各現場間が最短で30分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が同一の建設部・土木事務所管内にあること

（イ）発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

(アの参考図(工事A~Dが全て県工事の場合))



イ いずれか又は両方の工事が請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上であり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす場合は、2件まで兼任を認めます。

（イの参考図）

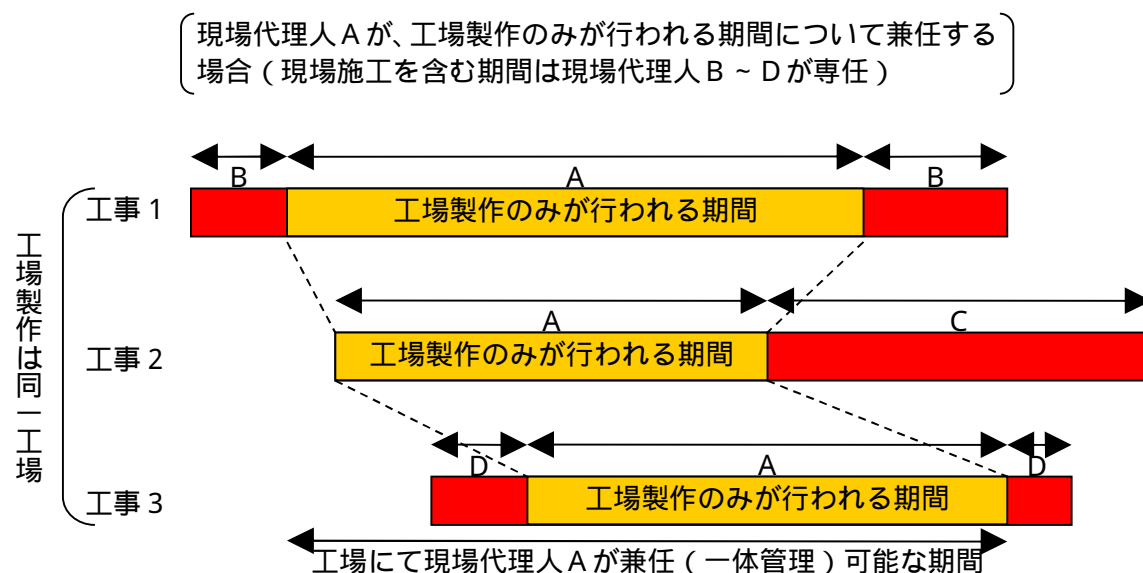
		現場代理人 兼任の可否
<p>主:主任技術者を配置する工事 監:監理技術者を配置する工事</p> <p>主任技術者の兼任が認められる工事</p> <p>設計金額 5,000 万円      3,000 万円</p>	<p>2件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 1件は4,000万円未満</p>	○
<p>主任技術者の兼任が認められる工事</p> <p>5,000 万円      4,000 万円</p>	<p>2件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 2件とも4,000万円以上</p>	○
<p>12,000 万円      2,000 万円</p>	<p>一方の下請額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事</p>	✕ 専任の監理技術者には適用しない
<p>主任技術者の兼任が認められる工事</p> <p>6,000 万円      5,000 万円      主任技術者の兼任4,000万円が認められる工事</p>	<p>主任技術者の兼任が認められる工事</p> <p>3件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼任が可能</p>	✕ イの要件で兼任できるのは2件まで
<p>移動距離 30分以内</p> <p>2,000 万円      3,000 万円      4,000 万円</p> <p>この2件の間では、アの要件により現場代理人の兼任可能</p> <p>この2件の間では、イの要件により現場代理人の兼任可能</p>		✕ アとイの要件は重複適用不可

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む複数の工事が、全て同一工場で工場製作のみが行われている期間

この場合においては、兼任の申出の際に、それぞれの工事が工場製作から現場施工に移行する段階で、専任の現場代理人が配置できることを併せて申請する必要があります。

また、技術者についても兼任を希望する場合は、そのことも併せて申請してください。

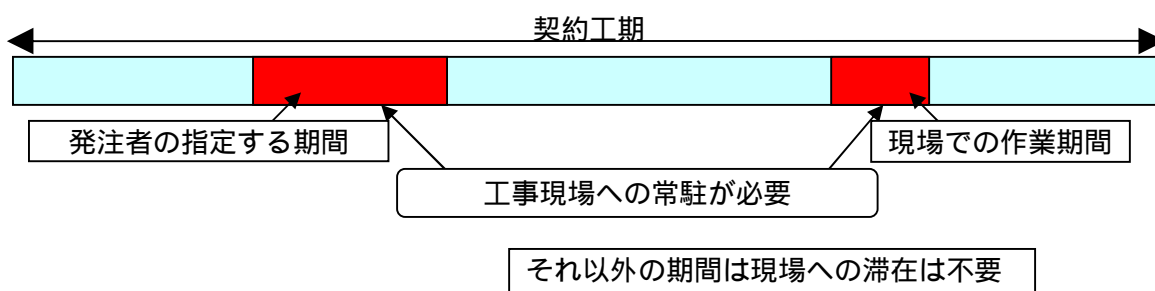
(ウの参考図)



(2) 現場代理人について他工事との兼任は認めないケースであっても、発注者が指示する期間及び現場での作業期間以外は工事現場への滞在は不要とする場合

年間維持工事及び冬期路面对策工事( 県が管理する道路の安全性を確保すること又は機能若しくは性能を維持することを目的として行う除雪、凍結防止剤散布等の工事をいう。 )

(参考図)

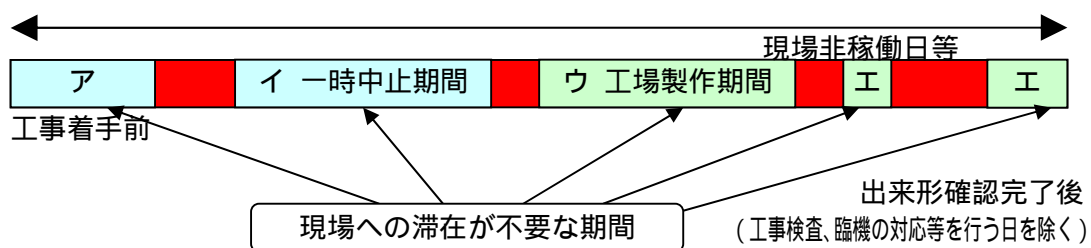


(3) 現場代理人について他工事との兼任は認めないケースであっても、当該工事現場への滞在は不要とする場合

工事契約工期において次のいずれかに該当する期間中

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(参考図)



### 3 現場代理人の兼任の申出方法について

2(1)のいずれかの要件に該当する工事で、現場代理人の兼任を希望する場合は、工事の契約を締結する際に提出する「現場代理人、主任(監理)技術者等について(通知)」(様式第6号)の「他の公共工事の受注状況」欄に、本工事の配置予定現場代理人が現在従事している工事を記載してください。当該記載により兼任の申出があったものとし、発注者は工事内容等により兼任が認められるかを確認したうえで当該通知を受理します。

また、兼任が認められたときは、被兼任工事が県工事の場合は当該通知の写しを被兼任工事の監督員に提出し、被兼任工事が県工事以外の場合は被兼任工事の監督員の指示に従い、現場代理人を兼任することとなった旨を報告してください。

なお、工期途中に現場代理人の兼任の内容に変更があった場合についても、同様の手続きが必要です。新たに県以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類(例:県以外の工事の発注者に提出した書類の写し等)を県工事の監督員に提出してください。

### 4 兼任を認められた現場代理人について

兼任を認められた現場代理人は、兼任を認められる関係にある工事について、現場代理人を兼任するほか、専任を求められない技術者を兼任することも可能です。